

京都市告示第75号

京都市洛西ふれあいの里条例第27条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市洛西ふれあいの里保養研修センターの管理委託を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
社会福祉法人 京都市社会福 祉協議会	京都市下京区 西木屋町通上 ノ口上る梅湊 町83番地1	<ol style="list-style-type: none">1 京都市洛西ふれあいの里条例（以下「条例」という。）第19条の規定による利用の許可に関する事。2 条例22条第1項の規定により利用者が特別な設備をしようとするときの許可に関する事。3 条例第24条の規定による原状回復の検査に関する事。4 京都市洛西ふれあいの里保養研修センター（以下「センター」という。）を設置目的に従って利用に供すること。5 センターの施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。6 前各号に掲げるもののほか、センタ

		一の管理等に関し、市長が必要と認める事項。
--	--	-----------------------

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)